

ID: 169

担当部署: 生活環境課

処分の概要	勧告履行命令		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町事業の用に供する開発行為等に関する手続条例 第17条第2項		
例 規 番 号	平成17年 条例第21号		
<p>【根拠条文】 (勧告及び命令)</p> <p>第十七条 町長は、事業者が第七条の届出を怠つたとき、第十二条第一項の協議を拒んだとき若しくは第十一条の規定による受理書の交付を受ける前に事業に着手したとき又は第十五条の協定の締結を正当な理由なく拒んだとき若しくは協定に違反したときは、当該事業者に対しそれぞれ必要な措置を講ずる勧告をすることができるものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、相当の期間を定めて、その勧告に従うべきことを書面により命ずることができるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日